

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
大 阪 南 地 域 協 議 会
議 長 森 義 仁 様
泉 州 地 区 協 議 会
議 長 田 中 政 和 様

岸和田市長 永 野 耕 平

2023（令和 5）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

2022 年 10 月 17 日付けで要請のありました標記の件について、別紙のとおり回答します。

回答

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

①地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

【回答】

本市地域就労支援センターでは、関係機関と連携し、就職困難者等への相談事業を取り組んでいます。また、求職者等に職業能力開発事業として、就労支援事業を引き続き取り組んでまいります。「阪南地域労働ネットワーク」の連携を密にし、より効果的な雇用の促進に努めてまいります。

【回答】

子ども家庭課では、ひとり親家庭及び寡婦を取り巻く生活上の問題などについて、母子・父子自立支援員を配置して相談に応じています。ハローワークと連携した就業支援

をはじめ、就職やキャリアアップのための自立支援給付金制度（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）等により、自立に向けての支援を行っているところです。チラシの配布やホームページ等の活用により制度の周知を図ってまいります。

< 継続 >

②障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

【回答】

本市では、専門講師による「障害者就職模擬面接会」を開催し、一般就労を目指す方々の実践的な支援を行っています。また、ハローワーク岸和田の専門援助部門や障害者支援に積極的に関わる専門機関と連携し、障害者雇用の促進に取り組んでまいります。

また、合理的配慮や相談体制の充実に努めるとともに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるために、啓発活動等の取り組みを進めてまいります。

< 補強 >

(2)男女共同参画社会の実現に向けて

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」（2021-2025）に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市（町村）庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、大阪市（町村）民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

【回答】

本市におきましては、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」をふまえた「第4期きしわだ男女共同参画推進プラン」を2021年3月に策定し、庁内で連携して施策の推進に取り組んでおります。

「ジェンダー平等」を実現するため、男女共同参画センターでは、プランの趣旨に沿った各種講座を開催しているところです。

また、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の基本理念のひとつである「固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮」をテーマとした男女共同参画フォーラムを7月に開催し、固定的性別役割分担意識の解消について市民の皆さまに考えていただく機会を提供しました。

＜新規＞

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、市（町村）の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

【回答】

女性活躍推進法及び改正育児・介護休業法について、広報やホームページ、男女共同参画センターニュース等、さまざまな媒体を活用して周知し、誰もが働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。

また、今年度は、「男性の育休制度の周知と理解促進」を本市の男女共同参画施策の重点目標に位置付けて、さまざまな施策を実施しております。その取組の一環として、市職員に対しては、部・課長及び各課男女共同参画推進実務担当者を対象に、男性の育休取得を進めるための組織のあり方、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する研修を実施しているところです。

【回答】

男女の職員比率や管理職割合に加え、賃金の差異も公表項目に追加されるなど、様々な角度から男女間差異の分析が行われていることを踏まえ、これまでも男女平等の業務運営に努めて参りましたが、より一層男女間の区別をなくし、男性の育児休業の取得を含めた職場環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

＜継続＞

(3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

【回答】

本市では、関係機関と連携して、各種労働法制の周知・徹底のため、例年労働問題に関するセミナーや講座を開催しています。引き続き「改正労働施策総合推進法」を始めたとする法制度について、講座等を通じて啓発を図ります。労働者からの相談につきましても、充実するように努めます。

＜補強＞

(4)治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

【回答】

「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題であることは言うまでもありません。さらに労働者本人とその関係者間の連携も重要です。それらの支援体制の構築に向けて関係機関と連携して、正しい理解を求める啓発等の取り組みを進めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

＜継続＞

① ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

【回答】

本市では、経営能力の強化及び技術力の向上を目的とした人材育成を図るため、従業員等に研修を受講させる事業に対して補助を行うとともに、岸和田ビジネスサポートセンターKishi-Bizによる無料経営相談を実施しています。

なお、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）の有効活用も含め、中小企業の基盤強化に努めてまいります。

また、独自の固有技術を有する企業については、岸和田商工会議所とも連携しながら周知に努めてまいります。

＜継続＞

② 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市（町村）の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

【回答】

直接的な補助については困難ですが、岸和田商工会議所等の関係機関とも連携しながら周知に努めてまいります。

<継続>

③事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

【回答】

事業継続計画（BCP）策定の必要性については、大阪府や岸和田商工会議所と連携を図りながら、中小企業事業主に広く周知するよう働きかけてまいります。

<継続>

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

【回答】

現在、市発注工事においては、受注者には下請工事がある場合は市に下請承認願を提出し、市の承認を得ることとしています。

また、下請業者とは書面による契約書を交わすよう指導するとともに、その写しの提出を求めています。

下請二法や下請ガイドライン等に関連しての中小企業者の相談や支援につきましては、近畿経済産業局や（公財）大阪産業局と連携を密にし、対応することに努めます。

<継続>

(3)公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

【回答】

公契約条例に関しましては、公共工事に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図ることを念頭に置き、社会情勢等の動向を注視してまいります。

<新規>

(4)海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中

核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

【回答】

国が進める「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」の策定状況を踏まえ、当該ガイドライン策定後の国の施策を注視しながら、可能な範囲での情報発信に努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

< 継続 >

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画 2021」の最終年度（2023 年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

【回答】

地域包括ケアシステムの構築をめざして、地域密着型のサービスの充実、拡大を図っていくとともに、自立支援のためのサービスの創設と推進にも取り組んでまいります。

また、地域包括ケアシステムの整備推進については、介護保険事業運営等協議会で進捗状況を報告し、市ホームページで会議録を公表するとともに、地域への出前講座等を通じて周知してまいります。

なお、大阪府からの必要な支援につきましては、府市長会を通じて、大阪府へ要望を行っております。

< 新規 >

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。

【回答】

研修未受講の相談支援員は厚労省の生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講しています。また、その他の研修についても必要に応じて受講を促し、支援員のスキル向上を図っています。

< 継続 >

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市（町村）民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見の

ためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市（町村）民により広く周知すること。

【回答】

本市では受診率向上のため、広報紙やホームページ、自宅への案内状の送付等を行うと共に、休日の集団検診や巡回検診を実施するなど、あらゆる機会を通じて啓発普及活動を行っています。「健活 10」の冊子や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」のチラシも配布するなど、PRに取り組んでいます。

また、保健医療関係団体、行政機関、その他関係機関団体などで構成する推進協議会を設立し、「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」のもと、健康に関する情報発信を行うとともに、効果的な施策を検討、展開、実施に努めています。

【回答】

国民健康保険では、特定健診ではありませんが、30 歳より人間ドッグの費用助成があり、受診は可能です。また、特定健診受診券送付時に「おおさか健活マイレージ アスマイル」のPRのためチラシを同封しています。

(4)医療提供体制の整備に向けて（★）

<継続>

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【回答】

働き方改革が進められている現在、タスクシフトの検討など引き続き医師・看護師をはじめ職員の労働環境の向上を図ってまいります。人員については各部門の業務量や施設基準などを考慮して適正な人員の確保に努めているところですが、特に看護師・助産師については、今後も定期的な採用試験に加えて、随時の採用試験を実施してまいります。

職員研修につきましても、適宜必要な研修を実施しておりますが、今後も継続して職員のキャリアアップ、能力向上をサポートしてまいります。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

【回答】

医師不足や偏在は、全国的な課題であり一病院での解決は困難であることは否めませんが、大阪府自治体病院協議会及び全国自治体病院協議会や全国公立病院連盟等関係団体を通じ、大阪府や国の関係機関に働きかけてまいります。また、医師確保につきましては、引き続き大学医局の理解、応援を得るよう努めるとともに紹介会社など様々な手段を用いて医師の確保に努めます。医療体制につきましては、急性期病院という基本スタンスを堅持し、二次医療圏ごとに設けられている調整会議の場で調整していきます。その中で地域の実情に合った医療体制の構築を図れるよう働きかけてまいります。また、高度専門医療を受けられる体制の充実を図るとともに、地域の医療機関との更なる連携を進め地域で患者を診るという観点をもち地域医療支援病院としての役割を果たすよう努めます。

【回答】

「訪問医療」の拡充や支援については必要に応じ、大阪府等へ要請してまいります。

(5)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

【回答】

介護労働の重要性・必要性は十分認識しており、処遇改善に関する改善対策を適切に運用すべく、事業所への周知を図っております。

介護職員処遇の向上につきまして、国では、介護職員処遇改善加算が改善されており、さらに、令和元年 10 月から介護職員等特定処遇改善加算が創設され、新型コロナ禍では、臨時的な対応が国・大阪府においてなされました。

また、安心して良質な介護サービスの提供のためには、介護人材の育成・確保が不可欠であり、市独自の取り組みとして定期的に緩和型サービスの従事者養成研修会を開催し介護職の理解だけでなく人材を確保するとともに、大阪府と連携した地域特性に応じた取り組みを推進してまいります。

＜補強＞

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。

高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備と、子どもの心の発展をめざす目的で、地域包括支援センターを拠点として、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策への支援を行うこと。

【回答】

地域包括支援センターの人員につきましては、介護予防や介護相談をはじめとして高齢者の総合相談事業などの対応に努めていただいております。そのため、これまで増設と専門職の増員、生活支援コーディネーターの配置と、機能の強化を図ってきたところです。

介護離職に対しては、地域包括支援センターによる大阪労働局と連携した研修会を開催したり、介護職への理解も含めて、従事者研修の継続開催、パンフレットや市ホームページなどの活用できる機会を通じてその周知を図っておりますが、大阪府とも連携し、引き続き、効果的な機会を活用してその周知に努めてまいります。

増え続ける様々な困難事例に対応し、アウトリーチに取り組むため、他の相談機関や地域との連携に努め、より適切な対応ができるよう、体制の充実と機能の強化に努めてまいります。

なお、国が掲げる包括的な支援として、現在、高齢者に関する委託契約以外に対応することは困難で、行政はもとより、他の相談機関や地域団体、関係機関と連携した対応を行っております。

(6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

＜継続＞

①待機児童の早期解消に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設をなどを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

【回答】

本市では「市立幼稚園及び保育所再編方針」「同再編個別計画」に基づき、待機児童の

解消に取り組んでいるところです。また必要に応じて大阪府と連携し、より良い保育環境が提供できるよう取り組んでまいります。

障害のある児童の受入れについては、障害児保育職員加配補助制度によって、民間保育施設においても受入れできる仕組みを構築しています。また兄弟姉妹が同一の施設へ入所できるよう、引き続き保育量と質の向上に取り組んでまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

【回答】

保育士の給与水準については、国が定める公定価格の処遇改善加算の増額等によって、一定の改善が図られてきました。保育士の職場環境の改善・保育士の負担軽減に向けて、引き続き取り組んでまいります。

また潜在保育士の確保については、民間保育事業者と合同で就職フェアを開催するとともに、民間保育施設に就職した場合、最大 25 万円を支給する保育士確保のための給付金を制度化し、保育士の確保を図っているところです。

【回答】

幼稚園教諭については、園児の減少に伴うクラス数等の状況により配置を行っています。市教育委員会主催の研修を複数回開催し参加を促しています。また幼稚園教諭の自主的な活動である幼稚園教育研究会にも一部補助を行い研修の機会の確保に努めています。

【回答】

放課児童支援員は、会計年度任用職員として任用しており、社会保険（健康保険・雇用保険・厚生年金等）を適用しています。また、研修については、市独自の研修・支援員同士の研修を含め、府が実施する研修への参加も奨励しております。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、新たな予算措置が必要であるため、事業実施に伴う効果、必要性について今後、調査研究してまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保

育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】

現在、市内2カ所で病児保育を提供しています。また今年度中に新たに1カ所、病児保育を開設する予定です。

延長保育については、全ての認可保育施設が延長保育を提供できる体制を整えています。

子ども・子育て支援事業については、引き続き利用者ニーズを把握しつつ、財源確保、人材確保に努めてまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】

企業主導型保育施設の認定・指導・監査については、所管する行政機関により適切に行われていると理解していますが、必要な情報の提供を求める等施設の状況把握に努めてまいります。

また地域枠を利用する児童が良質な保育を受けられるよう、制度の適切な運用を国等に要望してまいります。

<補強>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市（町村）として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、市町村が実施している「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

【回答】

本市では、個人個人がそれぞれのペースで学習を進めることができ、居場所としての側面も有する学習支援事業を平成24年度から実施、現在も継続しております。また、岸和田市内で活動する「子ども食堂」に対し、大阪府より発信されている補助金申請の案内、民間企業等からの物資提供の案内など情報提供を行っています。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】

オレンジリボン運動については、児童虐待防止推進月間におけるオール大阪での取組みの一環として、市長がオレンジリボンキャンペーン啓発ジャンパーを着用して公務に従事するなど、率先して児童虐待防止について訴えているところです。また、令和4年度は、街頭啓発を実施するとともに、前年度に引き続いて、大阪府と共同で岸和田城を児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップすることにより「児童虐待のない社会」、「子育てにやさしい社会」の実現に向けて児童虐待防止のメッセージを発信することとしています（11月1日～10日、11月28日～30日の日没～22時）。

令和2年4月から、子ども家庭課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、虐待をはじめとする課題を抱える子どもと家庭への相談体制を整備したところですが、職員が積極的に研修参加することにより専門性の向上に努めているところです。また、児童福祉法に規定する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、学校を始めとする関係機関と連携し、要保護児童等の生活状況の確認、支援に努めております。

今後も、児童虐待の未然防止・早期発見に向け、啓発活動や関係機関との連携の取組みを進めてまいります。

<新規>

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

【回答】

子ども家庭課では、早期にヤングケアラーの発見につなげられるよう、要保護児童対策地域協議会の構成機関へ支援マニュアルの周知や研修の実施など、ヤングケアラーの認識を深める取組みをしています。また、子ども家庭総合支援拠点として、相談を受けるとと

もに、家庭や子どもがより相談しやすい窓口相談できるよう、子ども家庭課以外にも複数の窓口を案内・周知しています。相談があった場合は、状況に応じ、必要な部署・関係機関と連携して支援につなげています。

【回答】

教職員がヤングケアラーについての理解を深めることは重要であると認識しており、これまで、対応のポイントや早期発見に関する資料を作成し、学校園に周知しました。また、教職員対象研修等でも、ヤングケアラーに関する事例等を取り上げるなどしています。さらに、保護者への周知のための啓発資料を学校園へ提供し、学校だより等に掲載するよう依頼したところです。

<継続>

(7) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回答】

平成 22 年に「いのちをつなぐ絆ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携を図るとともに、自殺予防の啓発やゲートキーパー養成研修、相談支援を中心とした事業を実施しています。

また、令和 2 年には、令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする「岸和田市いのち支える自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない岸和田を目指して～」を策定し、全庁的に取り組むべき施策を明確にして、総合的に自殺対策を推進しています。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について（★）

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC 及び SSW の十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

【回答】

中学校での 35 人学級編制について、国・府に要望しているところです。重ねて、都市教育長協議会を通じ、国府に対し、小・中学校での 30 人学級の実現を要望しています。市独自に支援学級在籍児童を含めると 40 人を超える学年がある小学校において、少人数学級の編制が可能となるように、関係課と協議を進め、予算の確保に努めていきます。

また、教職員の勤務時間調査を平成 30 年 2 月から本格運用を実施しており、時間外勤務の要因となる業務やそれに係る時間等の把握に努めているところです。

欠員対策として、府の事前任用制度を拡充するため、市独自の制度創設にむけ、関係課と協議を進め、予算の確保に努めていきます。

【回答】

スクールカウンセラーについては、全中学校に配置されているところですが、市としても小学校派遣できるように進めてきており、今後も府へ継続して要望していきます。スクールソーシャルワーカーについても同様に要望していきます。

< 継続 >

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市（町村）独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【回答】

給付型奨学金制度の対象拡充を国に要望しています。

【回答】

大阪府内の他市の取り組みを参考にしてさらに調査、研究を進めてまいります。

< 継続 >

(3) 労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

【回答】

各校において、キャリア教育に関する計画を作成し、適宜出前講座や職場体験学習などを設定しております。

< 新規 >

(4) 消費者教育の拡充推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

【回答】

現在、大阪府消費生活センターが主催する消費者教育講師派遣制度を市内各校に広く周知するとともに、NHK 学校放送を適宜活用して、ネット社会を生きる消費者としてふまえておくべき内容について指導しております。

【回答：自治振興課】

昭和 52 年に消費者保護条例を制定、昭和 57 年に消費生活センターを設置し、消費生活全般にわたる相談業務と市民への啓発活動を行っています。

センターでは、啓発紙の発行や出前講座等の実施とあわせ、悪徳商法等に関するCD やブルーレイを貸し出すなど、消費者教育に取り組んでいるところです。

(5)人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022 年 4 月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

【回答】

本市におきましては、令和 4 年 3 月に様々な人権課題の解決に向けた施策の実施のための「岸和田市人権施策基本方針」を具体化する「岸和田市人権施策推進プラン」を改訂し、関係各課と連携しながら、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを進めているところです。

インターネットを悪用した人権侵害については、プランのなかで取り組むべき主要課題の 1 つとして位置付けており、特に今年度は「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の周知のほか、12 月に開催する「人権を考える市民の集い」のテーマに取り上げ、啓発の強化に努めているところです。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市（町村）一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて 2017 年 3 月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたっては NPO や有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市町村にも条例設置をめざすこと。

【回答】

本市におきましては、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解促進のため、広報や市のホームページの活用、関連講座の開催による啓発を続けてきたところです。

引き続き、「岸和田市人権施策推進プラン」に沿った啓発や教育、相談体制の充実に努

めてまいります。

今年9月に一部改定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を参考に、大阪府ほか関係機関との連携により、必要な取り組みを推進してまいります。また、パートナーシップ宣誓証明制度に関する条例設置については、研究してまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市（町村）民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】

就職差別の撤廃をめざし、岸和田市人権啓発企業連絡会や関係機関等と連携し、啓発活動に取り組んでいるところです。部落差別の解消については、岸和田市人権施策推進プランにおいて主要課題と位置付け、機会をとらえて啓発に努めてまいりました。

引き続き、関係機関や団体との協働により、差別撤廃に向けた取り組みを進めてまいります。

<継続>

(6)財政状況の点検と適正な財政支出について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうる事から、必要な支援を行うため、大阪府に対しても、財政支援を強力に求めること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の長期化により、経済や市民生活への甚大な影響が続く中、本市においても、「市民を守る」「経済を活かす」「市民の利便性の向上」の3つの視点から、令和4年度においても、国・府・市のそれぞれの役割のもと、市民や中小企業・個人事業主等への支援等に取り組んできたところである。今後も、この方針に加え、感染症対策について十分配慮しながら「ウィズコロナ時代」に合わせた施策に取り組んでいくため、大阪府に対し、財政支援を求めていく。

<継続>

(7)行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

【回答】

本市行財政再建プラン（2021年3月版）において、追加取組方策として「行政手続きのオンライン化」を掲げております。現在稼働中の各種証明のコンビニ交付や公共施設予約システムに加え、子育て関係・介護関係や引越しワンストップサービスの手続きについて、現在マイナンバーカードを用いたマイナポータルから行うオンライン手続きができるよう対応を進めているところです。その他の行政手続きのオンライン化についても検討を進めてまいります。デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けた取り組みとして今年度より総務省「利用者向けデジタル活用支援推進事業」の補助を受けて民間団体・企業と共にスマートフォン教室を実施しているところです。

<新規>

(8) マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

【回答】

個人情報の流出など防ぐためのセキュリティ対策は、総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」などを基に取り組んでいるところです。日々発生する新たなリスクの情報収集をしながら、更なるセキュリティ対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、マイナンバーカードのセキュリティ対策等の安全性についても、さまざまな機会を利用して住民に周知することにより、カードの普及促進につなげて参ります。

<継続>

(9) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】

当日投票所の設置については各投票区の公共施設を中心に、期日前投票所については2箇所（法定では1箇所必置）の公共施設及び2箇所の大型商業施設に設置しており、本年7月の参議院議員通常選挙時には市内の道の駅において試験的ですが設置したところです。

共通投票所の設置拡大や期日前投票時間の弾力的な設定については、投票状況などを考慮しながら今後も検討してまいります。

投票方法や不在者投票手続きの変更については、公職選挙法で規定されていますので本市独自でお答えすることはできません。なお、公職選挙法の改正点等については全国市区選挙管理委員会連合会を通じ総務省に要望しているところです。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「**おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**」による「**パートナーシップ事業者**」を拡大していくため、**外食産業をはじめとする食品関連事業者**に積極的な働きかけを行うこと。また、市（町村）民に対し「**食べ残しゼロ**」を目的にした「**3010 運動**」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「**食べきり**」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「**持ち帰り**」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【回答】

食品廃棄物や食品ロスの問題は本市においても取り組むべき課題のひとつと考えております。

新型コロナウイルスの影響により、イベントの中止等が多数ございましたので、機会に恵まれておりませんが、市民・事業者に対する啓発については環境フェアなどのイベントや出前講座、町会、自治会への回覧物の空きスペースを活用しての啓発記事掲載などのほか、食品廃棄物の実態を把握するためのごみ組成調査を実施いたします。

今後も引き続き国や大阪府における取組への参画など、啓発等の活動を行ってまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「**食品ロス削減推進法**」に則り、**フードバンク**に対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「**フードバンクガイドライン**」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】

当該項目を所管する部署がなく、回答いたしかねます。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市（町村）独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

下記（4）で回答

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

【回答】

上記（3）とあわせて回答

昭和 52 年に消費者保護条例を制定、昭和 57 年には消費生活センターを設置し、消費生活全般にわたる相談業務と市民への啓発活動を行っています。

センターでは、消費者被害の防止と安全で安心して生活できる社会をめざし、啓発紙の発行や出前講座、講演会の開催などを通して、引き続き消費者教育に取り組むとともに、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後も被害防止と消費者の自立に向けた支援をおこなっていきます。

<継続>

(5) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府が、市町村に対してもさらに表明が進むよう働きかけること。とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市（町村）民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回答】

2021年7月にゼロカーボンシティ宣言を表明し、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け取り組んでおります。今後も広報や公式サイト、チラシ・ポスター等の媒体、各種のイベント等を活用し、市民・事業者の行動を促す意識喚起の取り組みを進めてまいります。大阪府とは、各種協議会などを通じて連携しており、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で示された取組項目について、本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と合わせて周知を行ってまいります。

グリーン成長戦略に関して、特段、産業界との情報交換・意見交換の場は設けておりませんが、引き続き国の動向を注視し、市として必要な支援を検討してまいります。

< 継続 >

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回答】

再生可能エネルギーの導入促進については、国の動向を注視していきます。現段階で調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の導入は検討しておりません。なお、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金要綱に基づき、住民・町会等が住居・町会館等に太陽光発電モジュール及び HEMS、あるいは太陽光発電モジュール及び蓄電池を設置する際に補助金を交付しております。

高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみの構築については、国や府の動向を注視し、情報収集してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

< 継続 >

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】

本市では、鉄道駅舎バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化の促進のため、財政支援を行っております。設置後の補修等に関する財政的補助につきましては今後検討してまいります。

< 継続 >

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和 4 年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市（町村）や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答】

ホームドア等の設置について鉄道駅舎バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱で支援が可能です。

また、交通弱者のための持続可能な交通手段の確保については重要と認識しており、交通政策の分野だけではなく、地域の多様な輸送資源を総動員し、幅広い分野における移動手段の確保に取り組んでいます。また、岸和田市地域公共交通協議会バリアフリー基本構想分科会においては、会議やまち歩き点検を通して当事者の方々との意見交換を実施しております。

障害者につきましては、その障害特性や目的に合わせて、外出の際に利用可能な、移動支援・同行援護・行動援護・居宅介護（通院等介助）などのサービスについて、一層周知に努めるとともに、より柔軟な利用について国に要望して参ります。

<新規>

(3) 交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底、必要に応じて取り締まりの強化を図ること。

【回答】

小学校等で開催している交通安全教室や、全国交通安全運動期間中に行う交通安全行事を通して、広く市民に自転車の交通マナーを含めた交通安全を啓発しています。また、岸和田市自転車活用推進計画ならびに岸和田市自転車ネットワーク整備計画に基づき、車道混在型自転車レーン等の整備検討を進めています。

今後も、関係機関と協力の上、自転車の交通マナーを含めた交通安全の周知及び交通安全施策の実施に努めてまいります。

<継続>

(4) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、

必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

【回答】

園外保育等の移動中における事故防止のため、地域の警察署や道路管理者と協力して、安全な経路の選定や交通安全教室の実施等、事故防止の取組みを実施してまいります。今後も危険箇所等の安全対策については、関係機関と対応を協議してまいります。

【回答】

毎年、教育委員会、警察及び道路管理者等の関係機関と合同で、通学路や散歩等の園外活動コースの点検を実施し、必要なメンテナンスや危険箇所の解消に努めています。引き続き、合同点検及び必要な安全対策の実施に努めてまいります。

運転手への周知については、全国交通安全運動期間中に行う交通安全行事等において、警察等の関係機関と協力し、広く周知できるよう努めてまいります。

<継続>

(5)防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市（町村）民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等、市町村の支援を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市（町村）民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成の市町村を拡大するよう支援すること。

【回答】

ハザードマップにつきましては、各種マップを一冊にまとめた「総合防災マップ」を令和4年1月に改訂を行い、3月には市内全戸配布を完了いたしました。引き続き市役所や市民センターの窓口において希望者に対する配布を行いました。防災用品につきましては、平成26年度から防災福祉コミュニティの活動に必要な防災資機材の整備費用についての一部助成を行っています。啓発活動につきましては、市内各地において出前講座を実施しています。情報収集及び伝達体制につきましては、市職員の防災訓練、通信試験、関係機関との連携等各種の手段により、体制強化に努めています。避難所の環境

整備につきましては、令和3年度に開設の優先度の高い主要12か所にWi-Fi機器を設置しました。引き続き指定避難所の施設所管課と協議を行い、整備を進めてまいります。また、おおさか防災ネットの運用状況の推移につきましては、調査し周知できるよう努めてまいります。

医療体制の整備・強化につきましては、水や電気などのライフラインを確保し、災害発生時にも医療を提供できる体制づくりに努めてまいります。

避難行動要支援名簿については、平成27年度に作成し、町会、自治会、民生委員、地区福祉委員会等へ配布しています。毎年、更新を行っており、日頃からの声かけ、見守り、避難訓練等に活用してもらうよう依頼しています。また地域防災力向上のため、総合防災訓練のほか、地域住民による自主的な防災福祉コミュニティ等各地域で行われる防災訓練についても広く周知し、多くの参加を呼びかけています。

災害発生時の情報提供のツールである市ホームページについては、分類、タイトルや内容等をできるだけ分かりやすく、簡潔に掲載するよう心がけています。

コロナ禍における災害発生時の医療体制の整備・強化につきましても、水や電気などのライフラインを確保し、コロナ診療と一般診療を両立できる体制づくりに努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の取扱いを含む避難所開設・運営マニュアルを広く周知できるよう努めてまいります。また、防災士取得の促進、広報につきましては課内で協議を進めてまいります。

< 継続 >

(6) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【回答】

大規模災害が発生した場合、応急対策を被災自治体単独で担うのは困難であることが過去の大規模災害の例でも明らかであり、他の自治体からの応援を円滑に受け入れ、速やかに連携協力して応急対策に当たる体制の構築が肝要と考えています。

災害発生時の出勤先について近隣市町との詳細な取り決め等はありませんが、泉南ブロック自治体として定期的な会議等を通じて関係強化を図り、今後も、広域的な対応ができるよう協力関係を深めてまいります。

企業・住民への防災意識の啓発については、各種講座や地域の防災訓練の充実化のほか、随時開催するボランティアネットワーク会議との連携強化など、災害対策の強化を図ってまいります。

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】

土砂災害防止の観点では、大阪府の「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を推進するとともに、豪雨水害防止のため本市の管理河川・水路（法定外公共物）の改修を進めます。

本市下水道事業における雨水対策は、下水道事業計画により雨水管渠整備及び下水ポンプ場を設置し、定期的に施設の点検、清掃、修繕及び老朽化による施設の改築更新を行い、機能保全に努めております。

森林整備等の維持管理につきましては、国の森林整備地域活動交付金を活用し、森林の有する山地災害防止機能や、水源のかん養機能等の多面的機能が発揮できるように森林経営計画を作成し、計画に基づき森林の路網整備や間伐作業を順次行っています。また、大阪府が平成28年度4月から開始している森林環境税による取組を利用し、危険溪流の流木対策や、森林保全対策を実施してまいります。さらに、平成31年4月より森林経営管理法が制定され、国の森林環境譲与税、森林環境税により、森林経営計画外の森林についても、必要に応じて今後、整備や間伐等を行っていく予定です。

ハザードマップにつきましては、各種マップを一冊にまとめた「総合防災マップ」を令和4年1月に改訂を行い、3月には市内全戸配布を完了いたしました。引き続き市役所や市民センターの窓口において希望者に対する配布を行いました。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市（町村）民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市（町村）民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】

災害時において事業活動を休止する基準につきましては、企業が策定する業務継続計画の中で、業種や事業規模など各事業所の特性に応じた柔軟かつ的確な体制が講じられるよう努めてまいります。

災害発生時におけるコロナ対策につきましては、「避難所開設・運営マニュアル～新型コロナウイルス感染拡大防止編～」を策定・公開しており、関係職員にはマニュアルを

遵守のうえ対応に当たることとしています。

(8) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

< 継続 >

① 鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

【回答】

鉄道事業は公共性の高い公益事業であり、鉄道被災は広域的な影響を及ぼすこととなりますので、国及び府とともに早期復旧に向けて事業者等と連携してまいります。

< 継続 >

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】

駅や列車内での犯罪の予防や鉄道施設における安全の確保につきましては、大阪府警察本部鉄道警察隊による鉄道施設、列車内パトロールや鉄道事業者等との協働による暴力行為等撲滅キャンペーンなどの犯罪未然防止活動が実施されていると認識しております。

安全で安心なまちづくりを目指す本市といたしましても、大阪府警察本部や公共交通機関事業者が実施する「公共交通の安全安心な利用」に向けた活動に協力して参ります。

< 継続 >

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。既存路線の維

持のため、国や大阪府に対して補助金を求めるなど、交通インフラの維持をはかること。
また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回答】

交通弱者のための持続可能な交通手段の確保については重要と認識しており、交通政策の分野だけではなく、地域の多様な輸送資源を総動員し、幅広い分野における移動手段の確保に取り組んでいます。今後とも交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み作りに努めてまいります。

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者が水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】

水道事業継続のため人材確保に努め、組織力強化のため技術力向上に寄与する水道関連団体などが主催する研修参加をはじめ、上下水道局で実施する研修や配属先で行う職場内研修・現場指導（OJT）など各種研修に、引き続き取り組みます。

また労働環境改善のため、労働安全衛生委員会を設置し、適切に運用しています。

「市民に満足いただける安全・安心な水道」を実現するため、毎年度、実施計画の実現施策に掲げた評価指標の達成度や、取り組みの進捗について、進行管理シートを用いて検証してまいります。

また、検証内容については、ホームページ上で公表してまいります。

現在、民間事業者がコンセッション方式の予定はありませんが、その場合には、水質管理方法、料金改定等についての仕組み作りが必要と考えます。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化する

こと。

【回答】

市民病院では新型コロナウイルス感染症に対して、大阪府からの要請により公立病院として当院ができる体制を整備し診療にあたってきました。今後もその方針は変わらず、そのための人員や物資の確保および施設・設備の整備も引き続きおこなってまいります。

医療機器については、補助金等を活用し整備をしていくとともに、緊急時に備えた医療体制の整備についても、保健所（大阪府）や各医療機関等とも病院連絡会等を通じて、引き続き連携してまいります。

<継続>

②感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市（町村）民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取るができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

【回答】

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設に関する施策については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」等に基づき、都道府県が実施するものであるため、大阪府の動向を注視してまいります。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にすること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の対象については、感染症法により定められており、対象については国が、実施については都道府県が担っています。国や大阪府に対して、適正にPCR検査が実施できる環境整備等を要請してまいります。

現在では、無症状者に対する無料検査の実施、有症状者に対する検査キットの配布な

ど、PCR 検査や抗原検査を受ける機会が増加していますが、今後とも国や大阪府の動向に注視しつつ、市としての取り組み方についても調査・研究してまいります。

【回答】

希望する労働者のみならず誰もが希望する時に、簡便に検査を受けることができるよう国へ要望してまいります。

<継続>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【回答】

感染防止のための物資の購入については、国、府等でも費用助成を実施しており、本市が実施する予定はございません。

また、総務省や厚生労働省などがリモートワーク（テレワーク）に関する指針等を公表しているため、本市として改めて指針を示す予定はございません。

<継続>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市（町村）民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

【回答】

緊急事態宣言、緊急事態措置の内容については、「新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、市役所全部門において共通認識を図るとともに、ホームページ等を通じて市民への周知を図っています。

<補強>

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上接種体制の構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市（町村）民に対する正確な情報提供を行うこと。

【回答】

円滑な接種事業の推進が図れるよう、ワクチン供給量を十分確保し、地域の人口に
じ確実に配分すること、ワクチン接種の意義及び副反応も含めた具体的な情報を分かり
やすく周知すること等、国・大阪府へ引き続き要請してまいります。

<継続>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は
多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠
点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時にお
いても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行う
こと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。
さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化する
こと。

【回答】

保健所は、都道府県、政令市、中核市などが設置するものであり、人員や予算につい
ては個々の設置主体において適切に判断されるものと考えます。

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を
利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市（町村）民に対して啓発活動を行うこと。
また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確か
つ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断による
ものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱い
を行わないよう広く市（町村）民に対する啓発活動を行うこと。

【回答】

新型コロナウイルス感染者や関係者への誹謗中傷や差別などは、あってはならないこ
とです。コロナ差別をなくすために、市のホームページにおいて「シトラスリボンプロ
ジェクト」を紹介し、市民への啓発に取り組んでまいりました。

また、令和4年2月に人権問題専門講座、10月にはDVD上映を行い「感染症と人権問
題」を考える研修会を、岸和田市人権協会との協働により開催いたしました。

なお、ワクチン未接種者の人権擁護への理解については、市ホームページや広報紙で
啓発を行っているところです。

新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見を解消し、あらゆる立場の人の人権
が守られるために、感染症と人権問題を学ぶ機会や関係する情報の提供に引き続き努め
てまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について（★）

<継続>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

【回答】

雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は事業所や労働者にとって必要不可欠な制度であります。それぞれが新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続するよう国に要望してまいります。

<継続>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々な支援制度については、市ホームページ、広報誌、企業向けメールマガジンにて情報提供を実施しており、今後も継続してまいります。また、支給の迅速化に向けた体制の整備については、国、府等に機会をとらえて要望してまいります。

<継続>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

【回答】

生活困窮者に対しては新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業を実施し、就労もしくは生活保護へつなぐことで、自立を支援しています。また、申請者の中で希望される方に自立支援相談へつながるよう働きかけを行っています。

今後も支援制度の動向について注視し、必要とする人が活用できるようチラシの配布

や関係機関への情報提供をすすめ、支援の対象となる方に届くよう努めてまいります。

【回答】

子ども家庭課では、ひとり親家庭及び寡婦を取り巻く生活上の問題などについて、母子・父子自立支援員を配置して相談に応じています。自立支援給付金制度（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）や自立支援プログラム策定事業による就労支援などにより、自立に向けての支援を行っているところです。また、令和4年度は、前年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みとして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（ひとり親以外の低所得の子育て世帯分）の支給事業を実施しております。

<継続>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【回答】

新たな支援制度や補助金の創設などについて、今後も機会をとらえて国に要望してまいります。

8. 大阪南地域協議会統一要請【3項目】

<一部修正>

(1) ゴミ袋の有料化について

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、結婚・出産等に一定数の配布をするなど、市民サービスの充実について努力をされているか、回答いただきたい。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者などへの支援策）等、サービスの拡充がなされているのかそれぞれ具体的に推移を含め示されたい。

【回答】

岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例施行規則において、年齢2歳未満の者であって紙おむつを使用するものを養育する保護者及び、本市より紙おむつの給付又は紙おむつの購入費用に係る助成を受けている者に対し減免を実施している。

また、ごみ出しが出来ない高齢者・障がい者のみの世帯への支援策といたしましては、検討中です。

<新規>

(2) 各自治体におけるインフラ施設の維持管理について

各自治体の厳しい財政状況のなか、老朽化したインフラ設備の維持管理について、上下

水設備及び道路等、更新事業に取り組まれていることと考えますが、クリーンセンター（ゴミ焼却施設）・し尿処理施設等の維持・建設の考え方について、今後の展望を示されたい。

【回答】

クリーンセンター（ゴミ焼却施設）の維持管理につきましては、貝塚市及び岸和田市貝塚市清掃施設組合と協議してまいります。

し尿処理施設につきましては、老朽化しておりますので、検討進めているところです。

<新規>

(3) 今後想定される災害や感染症への対応について

- ①現在、各自治体において進められている南海トラフ地震への対応に加え、線状降水帯が発生した場合の初動対応について、全ての被災者（他の自治体住人を含む）の受入体制を示されたい。

【回答】

南海トラフ地震への対応につきましては、個別避難計画の作成、地域防災計画の改訂を進めております。災害時は市内の指定避難所を状況に応じて開設し、被災者を受け入れてまいります。

- ②新型コロナウイルスでの対応を振り返り、今後未知のウイルスが発生・蔓延した場合の対応等、自治体の諸課題を示されたい。

【回答】

平時から大阪府（保健所）や関係機関との情報共有や連携を行い、今後想定される災害や感染症に備えてまいります。

【回答】

未知のウイルスが発生・蔓延した場合の自治体の諸課題につきましては、避難所において、未だ陽性判定が出ていない濃厚接触者の方が多く押し寄せる場合や、隔離するスペースが不足する場合があるので、対応につきましては関係所管課と協議の上検討してまいります。

9. 泉州地区協議会独自要請【4項目】

<継続>

(1) 既存の地元企業への支援について

新規参入企業に対する優遇税制はあるが、既存地元企業に対する支援が不十分と思われます。雇用・賃金水準の確保に向けた地元企業への支援体制の強化を図ること。

【回答】

既存地元企業であっても、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を実施しており、本計画に基づき導入した償却資産については、令和5年3月31日までに取得した設備等にかかる固定資産税の特例率を3年間ゼロとする特例措置の適用を受けることが可能です。なお、非正規雇用労働者の件につきましては、引き続き大阪労働局を始めとする監督機関と連携し対応してまいります。

<補強>

(2) 防災について

自然災害時、ちきりアイランドに務める人の避難路が連絡橋しか確保されていない。
市民を安全に避難できるよう避難路の確保や避難場所の設置をすること。

【回答】

連絡橋以外の避難経路の確保につきましては、関係所管課と協議の上検討してまいります。

<新規>

(3) 新住居表示の整備について

現在、旧の住居表示の地域において、救急や消防の事案が発生したときに目的地がわかりにくく、到着に時間がかかっています。また災害時における避難指示に関しても「〇×町」よりも「〇△町〇丁目」とした方が避難の必要があることが伝わりやすいと考えられます。新住居表示の整備に関しては、住民の意向や要望を踏まえた上で、丁寧な対応と住民との合意が出来次第、新住居表示の整備をすること。

【回答】

本市では昭和 40 年から住居表示を順次実施しております。

今後も住居表示に関する法律に則り、新たな住居表示実施に関しては、地元関係町会・自治会と十分協議のうえ、地域住民の理解と協力のもと、丁寧に取り組んで参ります。

<補強>

(4) 競輪場の処遇について

競輪場の運営については、毎年市への繰入金を確保できている現状を考慮すれば、市財政にとってなくてはならない事業です。今後も更なる収益向上ならびに安定的な事業確立に向けナイター競輪、特別競輪開催誘致など発展可能な施策を進めること。今後も改修工事を進めるにあたり、インターネット投票などお客様の動向を図り、顧客満足度の向上や幅広い分野における地域住民サービスや社会的役割に活用するなど市民のための運営に努めること。

また、場内の従事員は非正規雇用労働者となり、「同一労働・同一賃金」が中小企業にも適用されたことから、レース開催の有無に応じた雇用の不安定化や賃金・労働条件について均等・均衡の観点から、正社員との不合理な待遇差の解消や安心して働くための環境整備について、企業の支援体制強化に努めること。

【回答】

岸和田競輪場におきましては、お客様が安全かつ快適に投票できる環境づくりを目指し、インターネット投票をはじめ、場内、場外車券売場など各発売形態の特性を活かした施策を展開し、顧客満足度や地域住民サービスの向上を図れるよう売上拡大に努めてまいります。

場内で従事する労働者については、雇用主が個々の就労形態に応じて均等・均衡を図っていくものと考えておりますが、雇用主による必要な経営環境を維持できるよう、売上を着実に確保し事業継続に努めてまいります。

以上